

④ 医療法人に対して出資する場合

Q : 当社は医療法人です。増資を検討していますが、課税関係はどうなりますか？

A : 出資額が時価に満たない増資の場合には、出資払込額を超える出資持分が、所得税等の課税対象となります。

【解説】

7月28日付けの国税庁質疑応答事例によりますと、資産に含みのある医療法人に対して出資をする場合は、時価出資でない限り課税関係が生じ、額面等で増資をした場合には、株式の有利発行と同様に、増資に応じて取得する出資持分が実際の出資金額を超える場合、その超える部分に対して、所得課税又は贈与課税が生じるとされています。

なお、この取扱いは、同族支配の強い医療法人だけでなく、すべての出資者に対して取扱いがされますので注意してください。

また、特定の同族グループに支配されている医療法人の場合には、その目的が設備投資などの法人の本来の目的でなく、相続税対策などと判断されるような場合は、原則としてみなし贈与課税の対象となります。

ただし、増資に応じた出資者の出資持分割合が、医療法人の純資産の時価総額のうちの払込出資額までであれば、課税関係は生じません。

